平成２６年（フ）第１４０号
群馬県高崎市塚田町141―４、住民票上の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1329番地330
債務者　吉田　一江
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４７号
群馬県前橋市北代田町473番地５
債務者　佐藤　　務
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４５号
埼玉県大里郡寄居町大字用土5246番地７
債務者　金城　善和
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１１７号
東京都町田市玉川学園５丁目28番20号　藤ハウス103、申立時の住所千葉県市原市皆吉1167番地５
債務者　仲澤　　明
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３２０号
千葉県船橋市東中山２丁目２番16―304号
債務者　大山　祐司
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３３８号
千葉県八千代市村上南５丁目８番地６　レクセルグランデ勝田台103号
債務者　稲田　美加
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３３９号
千葉市中央区大森町337番地１　ドエルフォーラムＢ202号
債務者　高橋　　光
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３４７号
千葉県浦安市猫実５丁目２番33号
債務者　小林　麻澄
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７３号
千葉市稲毛区稲毛２丁目８番５号　オージーパークハウスＢ―３号
債務者　工藤　弘毅
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３８３号
千葉市緑区おゆみ野中央４丁目21番地３　ラーヴァンヒルズ205号
債務者　鴇田　晃子（旧姓廣中）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９２号
千葉県浦安市堀江５丁目２番２号　エステートピアアライ101
債務者　星　　典子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９７号
千葉県八千代市八千代台東４丁目12番２号　ラフィネ八千代台102号室
債務者　小林　敏也
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４０１号
千葉市中央区新宿１丁目12番６号　モア・ステージ千葉新宿406号
債務者　大川　弘美
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４０３号
千葉市稲毛区園生町1325番地８　サンクレイドル稲毛スポーツセンター205号
債務者　榎澤　幸夫
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４０８号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目29番６棟407号
債務者　高田　和宏
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係